

令和 8 年度岩手県高齢者総合支援センター 運營業務委託

企画コンペ提案審査要領

令和 8 年 2 月

岩 手 県

この「企画コンペ提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県高齢者総合支援センター運営事業委託」（以下「委託」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

- (1) 本委託に係る企画コンペの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、コンペ参加者から提出されたコンペ提案書等について、別途定める審査規程に基づき、審査を行うものとする。

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。なお、評価の視点については、別紙を参照すること

審査項目	
1 運営の方針・方向性	【10点】
2 設置場所	【5点】
3 業務内容	【65点】
(1) 地域包括支援センター支援	(35点)
ア 地域包括ケア相談支援等	(15点)
イ 地域包括支援センター職員向け研修	(15点)
(2) 認知症の本人、家族の支援に資する事業	(20点)
(3) 社会貢献活動の推進に資する事業	(10点)
(4) その他、高齢者の福祉に資する事業	(5点)
4 費用の積算	【5点】
5 運営・人的体制	【10点】
6 研修・セミナーの開催日程	【5点】

評 点		評 価
項目 2～6	項目 1	
5点	9、10点	非常に優れた提案である
4点	7、8点	優れた提案である
3点	5、6点	妥当である
2点	3、4点	やや不十分である
1点	1、2点	不十分である

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書面審査により行う。
- (2) コンペ参加者が4者以上の場合には、第1次審査を実施し、第1次審査で上位と評価された3者について、第2次審査を行うものとする。ただし、コンペ参加者が3者以内である場合は、第1次審査は実施せず、第2次審査から行うものとする。
- (3) 審査員は、企画提案書等に基づいて評価・評点を行い、その評点を、第1次審査にあつては（別紙1-2）「第1次審査シート」、第2次審査にあつては（別紙2-2）「第2次審査シート」、に記載するものとする。
- (4) (3)の第2次審査において評点の総得点の平均点により委託候補者の順位をつけるものとする。ただし、コンペ参加者の平均点が60点を越えないものは、委託候補者と選定しないものとする。なお、平均点が同点の場合には、各項目で高い順位を多く得た者を上位者とするものとする。
- (5) 審査において企画提案の内容に質問等がある場合は、長寿社会課の担当者を通じて確認するものとする。

(別紙)

審査項目		評価の視点	
1	運営の方針・方向性	・事業目的を理解し、本県の支援対象者の現状や課題を捉えた運営の方針・方向性となっているか。	
2	設置場所	・高齢者等の利便性の高い設置場所となっているか。	
3	地域包括支援センター	(1) 地域包括ケア相談支援等	・地域包括支援センターが行う総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントに対する総合的かつ専門的に支援できる体制となっているか。 ・高齢者の権利擁護・虐待に係る支援困難事例について、専門家の協力を得て相談できる体制となっているか。 ・地域包括支援センターの総合相談支援業務の機能強化に向けた具体的な支援方法が示されているか。
		(2) 地域包括支援センター職員向け研修業務	・研修企画の方針・方向性は、受講者の専門知識及び技能向上を目的としたものとなっているか。 ・地域バランスに配慮した研修となっているか。 ・研修内容は、研修の目標を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。また、講師の人選は適切か。 ・研修カリキュラムには県内の事例紹介が積極的に取り入れられ、実践的な内容となっているか。また、オンラインを活用するなど受講者の利便性に配慮しているか。
	業務内容	認知症の本人、家族の支援に資する事業	・認知症サポーター養成講座等について、研修内容は、研修の目標を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。また、自治体職員や企業・職域団体職員等が実際の業務における認知症の人への対応に活用できる実践的な内容となっているか。 ・チームオレンジの立ち上げ・運営に係る支援事業について、事業や研修の内容は、市町村のチームオレンジの立ち上げを促進し、かつ、立ち上げや運営に課題を抱える市町村の支援に資するものとなっているか。 ・本人ミーティングに係る事例収集・情報提供について、市町村等における本人ミーティングの開催を促進するような事例収集・情報提供の手法となっているか。 ・電話相談や地域交流会について、認知症の本人や家族等を適切かつ効果的に支援できる体制となっているか。また、地域交流会の開催を通じ、本人の意向（ニーズ）を把握し、県や市町村等へ共有できる体制となっているか。
		その他、高齢者の福祉に資する事業	・高齢者の権利擁護にかかる市町村職員向けの研修内容は、研修の目的を達成するものとなっているか。 ・福祉用具・住宅改修に関する研修について、研修内容は、研修の目標を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。
		社会貢献活動の促進に資する事業	・相談窓口の利用時間内の相談体制が確保されているか。 ・相談窓口を担当する主たる職員は、高齢者の社会貢献活動支援についての知識や経験を有する者を配置する予定となっているか。 ・関係機関との連携による情報収集、ホームページの更新管理、情報誌の作成が適切に行われる体制となっているか。 ・高齢者の社会貢献活動にかかるセミナーや情報交換会は、効果的な実施に向けたものとなっているか。
4	費用の積算	・積算単価や数量が提案内容と整合性がとれているか。	

5	運営・人的体制	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営基盤（財政等）が安定しており、事業実績報告及び理事会や総会等の開催など適切な運営がされているか。 ・事業に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。
6	研修・セミナーの開催日程	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の時期に偏らず、受講者が参加しやすいような開催日程となっているか。